

# 子ども医療費助成制度について

青森市では、本市に住所を有し、国民健康保険・社会保険などに加入している子どもを養育している保護者に対して保険診療分の医療費自己負担額を助成します。

## 助成を受けるには申請が必要です。

- 1 対象者：0歳～中学校3年生の子ども
- 2 助成内容：通院・入院に係る保険診療分の医療費自己負担額  
※ ただし、入院時の食事療養費、保険者から給付される高額療養費、付加給付金を除く。
- 3 保護者の所得限度額（下表に定める額以上の方は非該当となります。）

扶養の人数	対象所得限度額	所得から控除できるもの
0人	5,320,000円	○一律8万円
1人	5,700,000円	【該当がある場合】
2人	6,080,000円	・ 給与所得又は雑所得（公的年金等に 係るものに限る）を有する場合は、 10万円
3人	6,460,000円	・ 医療費控除、小規模企業共済掛金控 除、雑損控除に該当する額
4人	6,840,000円	・ 障害者扶養1人につき27万円
※ 老人扶養親族がある場合は、扶養人数1人 につき所得限度額に6万円を加算した額		・ 特別障害者扶養1人につき40万円
※ 扶養人数が5人以上の場合は、扶養人数が 1人増すごとに所得限度額に38万円を加算した額		・ 勤労学生控除27万円
		・ 寡婦控除27万円
		・ ひとり親控除35万円

※ ただし、青森市国民健康保険加入の0歳に限り所得制限はありません。

- 4 申請に必要なもの
  - ・ 子どもの保険証
  - ・ 保護者名義の通帳又はキャッシュカード
  - ・ 転入されたかたに限り「所得課税証明書」又は「市(町・村)県民税特別徴収税額決定通知書」「市(町・村)民税・県民税納税通知書」のいずれか

### ※ 保護者の所得超過により今回該当しなかったかたへ

毎年7月1日からの受給資格については、前年の所得で判定しております。

新規の申請は、毎年6月から受付しておりますので、前年の所得をご確認のうえ申請をしてください。

（所得及び控除の状況に変更があった場合は、担当課にお問い合わせください。）

### 【問合せ先】

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号  
駅前庁舎（アウガ）1F 窓口⑩番  
税務部 国保医療年金課 医療助成チーム  
TEL 017-734-5345

〒038-1392  
青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1  
浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム  
TEL 0172-62-1153

# ～青森市子ども医療費助成制度について～

《対象者》 0歳から中学3年生まで

《助成内容》 入院・通院の自己負担分（保険診療分）を助成します。



## ○青森県内の医療機関を受診した場合

「保険証」、「医療証」を提示すると、窓口でのお支払いがなくなります。

※ 入院時は「限度額適用認定証」（加入保険者から発行）もあわせて提示が必要です。

## ○青森県外の医療機関、青森県内の接骨院・整骨院等を受診した場合

「医療証」は使用できないため、「保険証」を提示し、自己負担分をお支払いください。

お支払いした医療費は、国保医療年金課まで「領収書の原本」を持参して申請をすると、

翌月以降に口座に振込みします。（付加給付金・高額療養費分は控除して振込みします。）

※ 県外の医療機関を受診した場合等の医療費の申請は郵送でも手続きができます。支給請求書に「領収書の原本」「医療証のコピー」「返信用切手・封筒（領収書の返送希望の場合）」を添付し、下記【問合せ先】までお送りください。支給請求書は青森市ホームページからダウンロードできます。

お支払いした医療費の請求期限は、医療機関に自己負担分を支払った日から2年以内です。



## !! 注意 !!

- 医療証は毎回必ず医療機関に提示してください。（提示しない場合は、後日、国保医療年金課への申請が必要となります。）  
※ マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合でも、青森市国保乳児十割給付医療証、青森市子ども医療費助成医療証の持参が必要となりますのでご注意ください。その他様々な助成制度（ひとり親家庭等医療費助成、重度心身障害者医療費助成、指定難病医療費助成等）を利用する場合も同様に、それぞれの受給者証等が必要です。
- 保険適用外の費用（健診・予防接種・大きい病院〔市民病院、県立中央病院等〕に紹介状なしで受診した場合の初診料等）、入院時の食事代は対象となりません。
- 保険証の種類・記号・番号・保護者氏名・振込先口座等に変更があった場合は、その月内に必ず国保医療年金課に届出をしてください。（医療証の記載事項とお子さまの保険証の記号番号等に違いがあると使用することができなくなります。）
- 市外へ転出の際は、転出届時に医療証を必ず返却してください。（郵送返却可）  
転出後に医療証を使用した自己負担分は、後日請求させていただきます。
- 付加給付金、高額療養費は加入健康保険からの支給となるので、別途手続きが必要となる場合があります。

## ～ 医療証の更新について ～

受給資格は、毎年8月1日を基準日とし、自動更新します。新しい医療証は7月下旬までにご自宅に送付します。（更新の際、保護者の所得が限度額を超えたかたには、資格停止通知書を送付します。）

国保加入の0歳児のかたは1歳に達した日の月末（1日生まれのかたは前月末）に自動更新します。

【問合せ先】 〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号  
税務部 国保医療年金課 医療助成チーム 窓口⑩番  
TEL 017-734-5345

〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村101番地1  
浪岡振興部 健康福祉課 国保年金チーム  
TEL 0172-62-1153